

下記のような化学物質等を取り扱う事業所は労働者の健康確保を目的とした歯科特殊健康診断を行う義務があります。

<その他歯または歯周組織に有害な物質等>

- アクリルアミド ● アルキル水銀化合物
- 塩素 ● 塩化メチル ● カドミウム ● クロム、その化合物 ● 五酸化バナジウム ● 臭化メチル ● シアン化物 ● 水銀、その無機化合物 ● セレン、その化合物 ● トリクロロエチレン ● 鉛、その化合物 ● ニトログリコール ● パラ・ニトロクロルベンゼン ● 硝素、その化合物 ● フッ化水素 ● ペンタクロフエノール ● マンガン、その化合物 ● 有機リン化合物 ● 沃(ヨウ)化メチル ● 硫化水素 ● 硫酸ニコチン など

歯の酸蝕症

化学物質の影響により、酸蝕症が認められる場合があります。



写真提供：木虎 孝文先生

歯科特殊健康診断に関する法規

【労働安全衛生法第66条第3項】

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

【労働安全衛生法施行令第22条第3項】

法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、**塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん** **その他 歯又はその支持組織に有害な物質**のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

【労働安全衛生規則第48条】事業者は、令第22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇い入れの際、当該業務への配置換えの際及び当該業務についていた後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

■お問合せ・申し込み窓口

奈良県歯科医師会

〒630-8002 奈良市二条町 2-9-2

電話：0742-33-0861

こちらのQRコードから
アクセスしてください



歯科特殊健康診断 のご案内



(一社) 奈良県歯科医師会
奈良県産業歯科センター

よくある質問 Q&A

Q 対象はどのような業務でしょうか？

A 塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄リン、その他 歯又はその支持組織に有害な物質のガス、蒸気、又は粉じんを発散する場所における業務です。

Q 法律で定められていますか？

A はい。対象となる薬品等を取り扱う事業所は、6ヶ月以内ごとに歯科医師による健康診断を受けるように定められています。これに違反すると、罰則を課せられることがあります。
(50万円以下の罰金)

Q 具体的にはどんなことをしますか？

A 労働者への問診・お口の診査、職場巡回、意見聴取、勧告などです。当日の流れについては右のイラストをご参考ください。

歯科特殊健康診断の当日の流れ

① 問 診



② 口腔内診査



③ 職場巡回



④ 意見聴取



⑤ 健康診断記録
の作成



⑥ 健康障害防
止の勧告



- 歯科特殊健康診断の実施場所・準備
 - ・健診会場には事業所内の医務室や会議室などを利用します。33 平方メートル(10坪)くらいの広さを準備してください。
 - ・会場は、電源のある部屋で長机・椅子をご用意ください。
 - ・健診用具は奈良県歯科医師会で用意します。

■ 実施時間

- ・日程や時間につきましては、申込書に基づきご担当者の方と協議のうえ決定いたします。
- ・1人あたりの健診時間は 約 5~10 分程度です。

■ 健診費用

- ・基本料金2万円（税別・1事業場につき）
※基本料金には、職場巡回・報告書作成・健診時使用器具・交通費を含む
- ・別途、対象者一人当たり3千円（税別）
- ・健診計画作成(初回のみ)1万円(税別)

歯の「酸蝕症」だけではなく、口腔粘膜の異常などもチェックします。
職場の快適な環境づくりのための意見聴取も行います。

